

固定資産課税台帳の縦覧

三月十日から

二十九日まで

昭和三十一年度（基準年度）固定資産税の課税標準となる土地、家屋及び償却資産の価格を固定資産課税台帳に登録されましたこの価格を次の通り納税者皆さんの縦覧に供します

縦覧期間
昭和三十一年
三月十日から
三月二十九日まで
(日曜日及び祝日を除く)

縦覧時間
午前九時から
午後五時まで
(土曜日は午前中)

縦覧場所
宇治市役所内
税務課



宇治市機関
號外
発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治砂敷11の08
発行人 奥村源三

登録価格の審査請求について

台帳登録価格について異議のある人は次の期間中に固定資産評価審査委員会に対して審査の請求をすることが出来ます。
次の期間が経過すれば如何なる理由があつても受付られませんから必ず期間は厳守して下さい。

審査請求
自昭和三十一年三月十日
至昭和三十一年四月八日
受理期間

今年基準年度!!!

昭和三十一年からは昭和三十年八月一日公布施行になりました地方税法の一部を改正する法律により登録された価格等が据置になります。
即ち昭和三十一年度は基準年度と云い此の年に決定された価格等は固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後に於いては、次の理由以外には修正することが出来なくなり、第二年度に当る昭和三十一年度の固定資産税課税標準価格として据置されることとなります。

価格の措置とは？

◎価格を修正できる理由は
◎固定資産の価格等の登録がなされていないとき。
◎登録された価格等に重大なる錯誤があることを発見したとき。

納税管理人は

申告しませう

宇治市外の人で宇治市内に固定資産を所有しその納税義務のある方は地方税法第三五五条及宇治市税条例第五九条によつて、宇治市内に居住する者のうちから納税管理人を定め、市長に納税管理人申告書を提出しなければならぬ義務がありますから必ず申告書を提出して下さい。

納税管理人を定められない人は？

宇治市内に知人がなく、納税管理人を定めることの困難な人は納税方法等について御相談に応じますから御気軽に税務課固定資産税係迄御問合せ下さい。

●納期内完納を
励行しませう

納税管理人申告書

納税管理人	住所 宇治市 町
	氏名
上記市税条例第59条の規定によつて納税管理人を定めましてから申告致します	
昭和31年 月 日	
住所 氏名	
宇治市長殿	
上記納税管理人を承認しました	
昭和31年 月 日	
住所 氏名	

耳で大きく ◆宇治市政だより 毎週木曜日午後1時20分から ラジオ京都

苦になる税金納めて笑顔 妻の節約・夫の納税